

『三豊市新総合計画』策定方針

平成19年6月

三豊市政策部企画課

1 計画の名称

計画の名称は「三豊市新総合計画」とします。

2 計画策定の趣旨

(1)目的

本市は、7町による新設合併という自治体の基本的な枠組みの変化に加えて、少子高齢化の進行や環境の保護・保全の問題、防犯・防災に対する市民意識の高揚等多様化する市民・地域ニーズへの対応など、これまでに経験したことのない様々な課題に直面しています。

これらの課題に的確に対処するため、行政と市民・企業・各種団体等が目標を共有し、あわせて本市に合った地域内分権の推進によって「地域力」「住民力」の強化発展を図ることを目的とする「三豊市新総合計画」を策定します。なおこの計画については、市民全員と共有する本市の最上位のまちづくり設計書として位置づけます。

(2)法の規定

この計画は地方自治法第2条第4項(市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、それに即して行うようにしなければならない。)の規定に基づき策定するものです。なお三豊合併協議会が新市における「まちづくり」全般のマスタープランとして策定した新市建設計画は、最大限に尊重されなければならないという認識の下にこの計画の中で包括されたことといたします。

(3)策定期間

この計画の策定期間は、平成19年度から平成20年度の2カ年とし、三豊市議会平成20年第3回定例会に基本構想(案)を上程いたします。ついては、三豊市平成21年度予算編成から反映させることといたします。

3 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

(1)基本構想

基本構想は、まちづくりの基本理念とこれにより実現を目指す三豊市の将来像を定め、市政運営の基本方針を示すものです。行政改革大綱及び中期財政計画との整合を図り、平成21年度を初年度とした平成30年度までの10年間の計画とします。

